

舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策 事業継続月次支援金の申請受付並びに国の月次支援金 のWEB申請手続きのサポートを始めます！

舞鶴市新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の再発令により、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛による影響を受け、令和3年4月から7月の売上が前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した中小企業者に対し、今後の事業継続を支援するため、舞鶴市独自支援策「舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金」を給付します。

また、現在、産業振興部内に設置している「新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援特別相談窓口」におきまして、近畿税理士会舞鶴支部の協力を得て、パソコンに不慣れな事業者の皆様を対象として、国の月次支援金のWEB申請手続きのサポートを始めますのでお知らせします。

記

1. 「舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金」

- ◆申請受付期間：令和3年7月1日(木)～令和3年9月30日(木)
- ◆給付金上限額：一般…法人10万円 / 個人5万円
酒類販売事業者…法人20万円 / 個人10万円
- ◆申請書配架場所：産業創造・雇用促進課、西支所、加佐分室、舞鶴商工会議所等
※市ホームページからもダウンロード可
- ◆申請方法：郵送（レターパック）または窓口に直接提出
※令和3年9月30日（木）までの消印有効

【お問い合わせ先】

産業創造・雇用促進課：☎0773-66-1021、FAX0773-62-9891
E-mail：sangyo@city.maizuru.lg.jp

2. 国の月次支援金WEB申請手続きのサポート

◆相談受付期間：令和3年7月1日(木)～令和3年8月31日(火)
※税理士による国の月次支援金の事前確認については、
7月6日(火)・7月13日(火)・7月20日(火)・8月3日(火)・8月10日(火)

◆相談場所：舞鶴市役所産業創造・雇用促進課内（本庁2階）

◆相談方法：感染拡大を避けるため、相談には事前の「来訪予約」が必要
下記にて電話予約を済ませてからご来場ください。

◆提出先・お問い合わせ：舞鶴市産業振興部産業創造・雇用促進課内
「事業者支援特別相談窓口」
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
受付窓口専用電話 0773-66-0028
FAX 0773-62-9891
E-mail sangyo@city.maizuru.lg.jp

【お問い合わせ先】

産業創造・雇用促進課：☎0773-66-1021、FAX0773-62-9891
E-mail : sangyo@city.maizuru.lg.jp